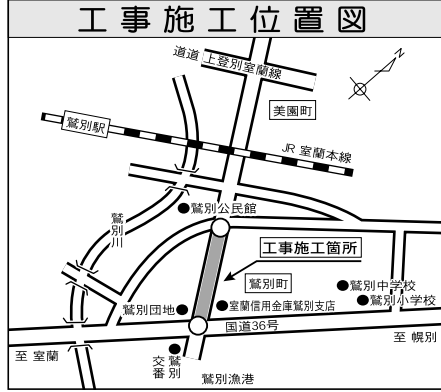


下水道課からのお知らせ

市は、平成13年度から鷺別地区の下水道工事を実施しています。8月下旬から12月中旬までの間、国道36号と美園町方面を結ぶ幹線道路で下水道工事を行います。



工事は、基本的に朝の通勤・通学時と夜間を除いた時間帯で行いますが、作業中は、部分的な車両の片側交互通行規制が伴います。

みなさんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。また、お気付きの点がありましたら、ご連絡ください。

▼問い合わせ 下水道課

(☎) 9052

平成14年度

観光ボランティアガイド

養成講座受講生募集

登別市観光ホスピタリティ推進協議会は、登別市を訪れた方を温かくもてなすため、観光ボランティアガ

イド養成講座を開催します。

▼期間 9月上旬から11月中旬

▼場所 市民会館ほか

▼内容 登別の歴史、名所、植物などの学習や体験実習

▼定員 20人(申込順)

▼受講料 無料

▼申し込み 8月16日(金)から23日(金)までに電話で登別市観光ホスピタリティ推進協議会事務局(観光課内 ☎ 2018)

福祉住環境コーディネーター検定試験のご案内

登別商工会議所は、11月24日(日)に新しい検定試験として福祉住環境コーディネーター検定試験を実施します。

この検定試験は、高齢者や障害を持つ方の福祉・保健面と住宅改修・福祉用具といった各種の知識を持ち、利用者に最適な住環境を提供する人材の必要性を補う試験です。

▼主な仕事 バリアフリー住宅の新築・リフォームなどのコーディネーター、福祉・保健サービスなどのアドバイスや情報提供など

▼受付期間 9月2日(月)～10月11日(金)

▼受験料 2級 6千300円
3級 4千200円

※なお、登別商工会議所でテキストを販売しています(2級：3千900円、3級：1千800円)。

▼問い合わせ 登別商工会議所

(☎) 4111

なるほどQ&A 介護保険

介護保険制度の仕組み

いせ 問い合わせ

介護保険課
☎ 5720
☎ 3293
FAX 3293

Q 介護が必要となった方が、介護保険で要介護認定(要支援・要介護)された場合、住宅改修費の支給が受けられると聞きましたが、どのようにしたらよいのでしょうか。

A 住宅改修費の支給は、要支援・要介護の状態になった方(施設入所者、入院者は除く)が、自宅、より安全な生活が確保できるようにするため、住宅設備などの改修をし、より移動しやすく、暮らしやすい環境にすることを目的としています。

支給限度額は20万円で、かかった費用の1割が自己負担額(20万円の場合、自己負担2万円、18万円支給)となっています。

住宅改修費は、改修が終了し、業者への支払いが済んだ後に、市介護保険課へ申請してもらおう仕組みとなっていますので、支給対象外となる場合や必要となる書類などの不備によりトラブルが発生しやすい状況となっています。

このため、改修をする場合は、事前に担当ケアマネジャー(介護支援専門員)や市介護保険課

へ相談し、十分知識を得たうえで工事にかかるようお勧めします。

◆対象となる住宅改修の種類

- ① 手すり取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止と移動の円滑化のための、床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器などへの取り替え
- ⑥ そのほか住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

◆支給申請に必要な書類等

- ① 介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書
- ② ケアマネジャーが記載した「住宅改修が必要な理由書」
- ③ 住宅改修費用の領収証
- ④ 住宅改修の「工事内訳書」
- ⑤ 工事種類ごとの「改修前」と「改修後」の写真(撮影日がわかるもの)
- ⑥ 住宅改修をする被保険者と住宅の所有者が異なる場合は、改修についての所有者の「承諾書」